

浄化槽の占用許可(その1)

道路局路政課道路利用調整室

るんだ。

坂上係員

浄化槽がどんなものなのかは分かりました。でも、どうして道路を占用できる物件として「浄化槽」が追加されたんですか？

渡邊課長

下水道のない地域等では、以前から、家庭から出る生活雑排水が、川や海を汚す原因になっているという指摘があった。それで、平成二二年に浄化槽法の一部が改正されて、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されるとともに、今後、設置される浄化槽は、合併処理浄化槽とし、それで処理した後でなければ雑排水を川などに放流してはならないということになったのだ。

このときに、浄化槽を設置するスペースがない家もあるかもしれないことから、そのような家については、道路の占用を認めることによつて合併処理浄化槽の普及を図ることができるのではないかとということで、道路法の占用物件にも「浄化槽」が明記されたんだ。

(注) 浄化槽法の一部を改正する法律(平成一

三年四月一日施行) 附則第六条により、道

路法の一部が改正され、道路法第三二条第

一項第五号に「浄化槽」を明記

(電話)
坂上係員

はい、〇〇工事事務所です。

住 民

すいません。あの・・・中村といいますけど。道路の占用許可の対象施設として浄化槽が追加されたと聞いたんですが、どのようにすれば認めてもらえるのでしょうか？

坂上係員

道路に電柱や看板などを設置して、継続して道路を使用しようとされる場合には、道路管理者の許可を受けていただく必要がありますので、事前に当課に来ていただきたいのですが。

あ、それから、占用許可申請書はインターネットで取り出せますし、申請書以外に必要な書類等の内容も御覧いただけますので、是非ご利用ください。こちらのホームページアドレスは〇〇です。

住 民

わかりました。明日うかがいます。

坂上係員

課長。いま住民の方から浄化槽の占用を認めてもらえないかという問い合わせがありました。これまで認めた事例がないので、調べているところなんですけど、そもそも浄化槽って、どんなものなんですか？

渡邊課長

浄化槽には、水洗トイレ汚水だけを浄化する「単独処理浄化槽」と水洗トイレ汚水と台所や風呂などから流される生活雑排水をあわせて浄化する「合併処理浄化槽」の二種類があるんだ。合併処理浄化槽の中では、そこに住む微生物によつて汚物が分解、浄化され、浄化された水だけが放流され、汚泥はそのまま浄化槽の中に残されて、年に一回、専門の清掃業者が除去す

坂上係員

それでは、その浄化槽法の一部改正で道路法第三二条第一項の五号物件に「浄化槽」が追加されるまでは、「浄化槽」の占用は認められなかったわけですね？ つまり、道路法第三二条第一項各号は限定列挙だから、厳格に解釈すべきであり、「浄化槽」という文言がなかった以上は、「占用物件該当性」もなかったからである、エヘン。

渡邊課長

(そんなに偉そうに言うことかい?) その点については、仮に「浄化槽」という文言が五号の中にはなかったとしても、「その他これらに類する施設」に該当するものとして占用物件該当性がある。もともと、それまでに占用許可申請があった事例も聞いたことがないけどね。いずれにしろ、これまでも占用物件該当性があったけど、その趣旨を明らかにするために特に追加されたということだ、エヘン。

坂上係員

それは課長の見解ですか？

渡邊課長

と、国土交通省の人が言っていた。

坂上係員

(そんなに偉そうに言うことかい? まっ、いいっか。)

「占用物件該当性」があるとすると、次に検討しなければならぬのは「許可基準適合性」ですよ?

渡邊課長

そう、それが順番だよ。(道路占用Q&A第二回「ワールドカップと道路占用(その2)」を参照)

坂上係員

私が着任したばかりのころ、課長にW杯のバーン広告や横断幕のことで教えてもらいましたが、路上広告物なんかについては、占用許可基準を定めた通達がありましたよね。浄化槽についてもこんな通達の基準はないんですか? 許可基準適合性の判断に必要な気がしますが・・・。行政手続法第五条でも審査基準を定めないと書いているじゃないですか?

行政手続法第五条第一項

行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

渡邊課長

鋭くなったねえ、坂上さん。(ヤバイな) いやあ、その答えは次回に。(それまでに調べておこうつと。)(続く)